

きょうとししょうがいしゃせさくすいしんしんぎかい やくわり 京都市障害者施策推進審議会の役割について

1 きょうとししょうがいしゃせさくすいしんしんぎかい 京都市障害者施策推進審議会について

ほんし へいせい ねん しょうがいしゃせさく ちょうさしんぎ きょうとししょうがいしゃ
本市では、平成6年に障害者施策について調査審議するため、「京都市障害者
せさくすいしんぎょうぎかい せっち
施策推進協議会」を設置しました。

そのご へいせい ねん しょうがいしゃきほんほういちぶかいせい ともない くにおよびちほうこうきょうだんたい
その後、平成23年の障害者基本法一部改正に伴い、「国及び地方公共団体は、
しょうがいしゃ じりつ およびしゃかいさんか しえんなど しさく こう あ しょうがいしゃ
障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たり、障害者
そのた かんけいしゃ いけん きき いけん そんちよう つと
その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するように努めなければならない」
こととされました。これを受けて、平成24年に「京都市障害者施策推進協議会」
を「京都市障害者施策推進審議会」に組織改正するとともに、委員定数を拡大し、
しょうがいとうじしゃ かぞくふくむ いいん おおはば ぞうしん しんぎかいきのう じゅうじつ はか
障害当事者（家族含む）委員を大幅に増進するなど、審議会機能の充実を図って
います。

2 しんぎかい いいん 審議会委員

がくしきけいけんしゃ しょうがいとうじしゃ かぞく ふくむ しょうがいふくしかんけいだんたい およびしんみん こうぼ かた
学識経験者、障害当事者（家族を含む）、障害福祉関係団体及び市民公募の方、
けい めい しんぎかい いいん いしよく さんこう いいん めいぼ
計35名に審議会委員を委嘱しています（参考1 委員名簿）。

にんき へいせい ねん がつ にち へいせい ねん がつ にち ねんかん
任期は、平成28年6月26日から平成30年6月25日までの2年間です。

いんそうそう しょうがいとうじしゃ かぞく ふくむ いんそう
<委員総数と障害当事者（家族を含む）の委員数>

	きょうぎかい 協議会 (平成24年6月25日時点)	ぜんかい しんぎかい 前回の審議会 (平成26年6月26日時点)	こんかい しんぎかい 今回の審議会 (平成28年6月26日以降)
いんそうそう 委員総数	めい 22名	めい 34名	めい 35名
うち しょうがいとうじしゃ 障害当事者 (家族を含む)	めい 6名	めい 18名	めい 17名

3 しんぎかい しより しんぎじこう きょうとししょうがいしゃせさくすいしんしんぎかいせっちようこう だい じょう 審議会の処理・審議事項（京都市障害者施策推進審議会設置要綱 第2条）

- ほんし しょうがいしゃけいかく さくてい およびへんこう かんする じこう しより
(1) 本市における障害者計画の策定及び変更に関する事項の処理
- ほんし しょうがいしゃ かんする せさく そうごうてき けいかくてき すいしん ひつよう
(2) 本市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な
じこう ちょうさしんぎ および しさく かんする じっしじようきよう かんし
事項の調査審議及びその施策に関する実施状況の監視
- ほんし しょうがいしゃ かんする せさく すいしん ひつよう かんけいぎょうせいきかん そうご
(3) 本市における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互
れんらく ちょうせい ようする じこう ちょうさしんぎ
の連絡調整を要する事項の調査審議